

東久留米市立生涯学習センター

指定管理者選定結果報告書

令和6年8月

東久留米市指定管理者選定委員会

1 指定管理者選定の概要

東久留米市立生涯学習センターの現指定管理者の指定期間が令和7年3月31日で終了するため、東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づき、令和7年度以降の指定管理者の候補者を、公募型プロポーザル方式で選定した。

選定にあたっては、「東久留米市指定管理者選定委員会設置要綱」第1条の規定に基づき、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」とします。）を設置し、同委員会の審査・評価に基づき優先交渉権者、第2順位者及び第3順位者までを決定した。

【施設名称】

東久留米市立生涯学習センター

【指定管理の候補者】

応募者 3者 （共同事業体A、事業者B、共同事業体C）

※A及びCは、ともに事業者2社で構成する共同事業体として応募

【選定の結果】

優先交渉権者 共同事業体C

次点順位者（第2順位者） 共同事業体A

第3順位者 事業者B

【指定の期間】

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

2 指定管理者選定委員会 委員

委員長	荒島 久人	（副市長）
副委員長	長澤 孝仁	（企画経営室長）
委員	奈良 忠寿	（学識経験者 自由学園最高学部教授）
	水越 泰弘	（公認会計士 水越公認会計士・税理士事務所）
	浦山 和人	（総務部長）
	小堀 高広	（教育部長）

3 選定にあたっての考え方

選定委員会では、参加資格審査、第1次審査及び第2次審査の3段階で審査を行

うにあたって、「東久留米市立生涯学習センター指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」とする。）においてあらかじめ定めた「資格要件」「指定管理者の選定基準」などにより選定した。

評価は、各委員が300点満点、全委員合計1800点満点で採点し、第1次審査と第2次審査の合計点が高いものから優先交渉権者、第2順位者、第3順位者とした。

○参加資格審査

参加資格審査では、参加表明書を提出したすべての事業者（以下公募要項の記載と同様、共同事業体を含め「応募者」とする。）について、その参加資格を選定委員会において審査し、応募書類を提出した応募者3者のいずれも参加資格要件をすべて満たすと認めた。

（「公募要項」より 5. 資格要件）

応募者は、下記の要件をすべて満たすものとします。

- ・法人格を持つ事業者または複数の法人等による共同事業体（以下「法人等」という。）であること。なお、共同事業体の場合、代表する法人を定めるとともに、事業体の役割分担やリスク管理を明確に定めること。
- ・地方公共団体の公共施設（本市であるかを問わない）において、指定管理者としての実績があること
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- ・東久留米市競争入札参加有資格者指名停止措置基準の規定に基づく資格停止の措置を受けていないこと。
- ・事業者が国税（法人税、消費税等）または地方税（法人事業税、法人住民税等）を滞納していないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項による民事再生手続開始の申立てをするなど経営不振の状態でないこと
- ・地方自治法第92条の2、同法第142条（同法第166条第2項で準用される場合を含む。）及び同法第180条の5に該当していないこと。
- ・選定委員会委員の属する事業者でないこと。
- ・地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある事業者でないこと。
- ・東久留米市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年東久留米市訓令乙第2号）による入札参加除外措置を現に受けていないこと。

○第1次審査（満点200点）

応募者の概要及び管理運営上の基本方針、事業計画、収支計画等、提出されたプロポーザルについて、公募要項の「指定管理者の選定基準」の5項目に基づき、書類の審査・評価を行った。

応募者が5者を超えた場合は、最大5者に絞り込みを行う規定であったが、応募者は3者であり、それぞれ一定の要求水準を満たす第1次審査通過者と認めた。

(配点は①～⑤各 満点40点)

- ①公平な使用の確保
- ②市民サービスの向上
- ③経費の節減など効率的な運営
- ④安定的な施設サービスの継続的な提供
- ⑤生涯学習センターの特性を考慮した基準

○第2次審査 (満点100点)

第2次審査は、第1次審査通過者により、選定委員会へのプロポーザルの内容に基づくプレゼンテーションを行った。

(配点は①～④各 満点25点)

- ①動機、理解力、プレゼンテーション能力
- ②一次審査との整合性
- ③熱意と意欲
- ④責任感、誠意、その他

採点の結果、第1次審査と第2次審査の合計点が高い順に

優先交渉権者：	<u>共同事業体C</u>
第2順位者：	<u>共同事業体A</u>
第3順位者：	<u>事業者B</u>

と決定した(採点結果の詳細は「東久留米市立生涯学習センター指定管理者選定 総合集計結果」を参照)。

4 今後について

今回の審査結果(順位)は、指定管理者選定委員会委員長名で担当部長あてに通知する(※本通知)とともに、教育長名等により事業者あてに通知する。

その後、選定過程及び優先交渉権者が作成した事業計画書については、教育委員会、次いで庁議に報告するが、仮協定締結前は、優先交渉権者等の事業者名は伏せる必要がある。

指定管理者の指定には、議会の議決が必要である(地方自治法第244条の2第6項)。議決を受けるにあたっては、交渉権を有する候補者と、管理の基準や業務の範囲等、細部について確定させておく必要があるため、議会へ議案を提出する前に仮協定を締結する。締結後は、指定管理者の候補者に選定された事業者の名称は事業計画書や選定委員会の実施した採点結果とともに公開されることとなる。

なお、優先交渉権者との協議が整わず、仮協定の締結に至らない場合は、次点交渉権者と同一内容の協議を行い、協議が成立した場合には、次点交渉権者を指定管理者の候補者として仮協定を締結する。次点交渉権者とも仮協定の締結に至らない

場合は、第3順位者と、同様の流れで協議を行い、成立後の仮協定を締結する。

その上で、令和6年東久留米市議会第4回定例会への上程を予定している。

議会の議決を得た上で、市教育委員会と、交渉権を有する候補者は基本協定を締結し、令和7年4月から、協定を結んだ候補者は指定管理者として業務を開始することとなる。

5 指定候補者 選定の経過

月 日	内 容
令和6年 4月24日（水）	◇第1回指定管理者選定委員会の開催 指定管理者の再選定の方法に関する質疑を行った 選定は公募型プロポーザル方式で行うことを決定した
5月15日（水）	指定管理者公募要項等の配布開始、市報・HPに掲載した 審査書類提出締切：6月27日
6月 3日（水）	現地見学会及び説明会の開催 参加事業者数：12事業者
6月17日（月）	参加表明書 及び公募要項に関する質問票の受付締切 表明事業者数：6事業者（内1事業者は後に取り下げ）
6月27日（金）	応募書類提出締め切り 申込数：3者（うち2者は各2事業者による共同事業体）
7月10日（水）	◇第2回指定管理者選定委員会の開催 公募状況に関する説明を行う。 参加資格の審査を行う（3者いずれも資格有り認定） 第1次・第2次審査の採点方法の説明と質疑を行う
7月22日（月）	◇第3回指定管理者選定委員会 ※書面開催 第1次審査の採点集計結果の報告と確認 第2次審査対象者の決定（3者いずれも通過） 第2次審査に関する説明
8月 6日（火）	◇第4回指定管理者選定委員会及び第2次審査 事業者によるプレゼンテーション 第2次審査の採点集計結果の報告、質疑を行う 優先交渉権者、次点交渉権者（第2順位者）及び 第3順位者を決定